

名張市長期継続契約に関する条例の運用基準

平成19年2月8日 制定

平成23年2月1日 改正

平成28年4月1日 改正

令和6年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 長期継続契約に関する条例（平成18年名張市条例第39号。以下「条例」という。）の運用の基準等に関し、必要な事項を定める。

(条例第2条第1号、第2号関係)

第2条 対象となる契約は、物品のリース契約であって、事業者が新たに物品を購入し、長期にわたって貸し付けを受けるものをいい、次に掲げるものを含むものとする。

(1) 機器等の保守を含むリース契約

(2) リースに付随して役務の提供を受ける契約

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約は、リース契約に含まない。

(1) リース契約の定義にあてはまらない物品に係る契約

(2) 耐用年数を経過した物品の再リース契約

3 契約期間は、原則として5年を限度とし、対象物品の耐用年数等に基づき商習慣上定められるリース期間とする。

4 契約事務を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 施行伺

ア 契約期間には、長期継続契約であることを明記するとともに履行期間を併記すること。

イ 執行予定額は、履行の始期の属する年度に係る執行予定額のほか履行期間全体の金額も併記すること。

ウ 契約方法は、契約期間全体の金額で判断すること。

エ 施行の決定における決裁等は、契約期間全体の金額で判断すること。

オ 契約検査室長に合議すること。

カ 年間の執行予定額が500万円以上のものについては、財政経営室長に合議すること。

(2) 入札公告又は指名通知は、契約期間と併せて長期継続契約であることを明記すること。

(3) 設計金額、入札（見積）金額及び契約金額は、原則として1月当たりの賃借料とすること。

(4) 契約書

ア 契約書作成の要否は、契約期間全体の金額で判断すること。

イ 契約期間と併せて長期継続契約であることを明記すること。

ウ 契約金額は、原則として月額を記載すること。

エ 歳入歳出予算の額に減額又は削除があった場合には契約を変更又は解除することを明記すること。

オ 契約の締結にあたっては、契約検査室長に合議すること。

(条例第2条第3号、第4号関係)

第3条 対象となる契約は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

(1) 経常的かつ継続的なもので、毎年度繰り返し、切れ目なく履行されるもの。

(2) 契約の相手方の準備期間等(資材・機材の調達や労働力確保、教育訓練期間など)を確保する必要があるもの。

2 契約期間は、原則として5年を限度とし、技術革新の状況、事業継続の目途、減価償却期間、経済変動等を勘案して適切に行うものとする。

3 契約事務を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 施行伺

ア 契約期間には、長期継続契約であることを明記すること。

イ 執行予定額は、契約の始期の属する年度に係る執行予定額のほか契約期間全体の金額も併記すること。

ウ 契約方法は、契約期間全体の金額で判断すること。

エ 施行の決定における決裁等は、契約期間全体の金額で判断すること。

オ 契約検査室長に合議すること。

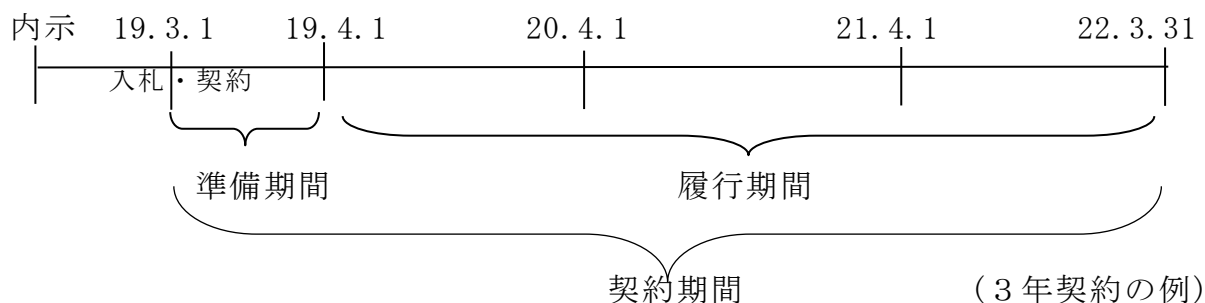
カ 年間の執行予定額が500万円以上のものについては、財政経営室長に合議すること。

(2) 入札公告又は指名通知は、契約期間と併せて長期継続契約であることを明記すること。

(3) 設計金額及び入札(見積)金額は、原則として年額を記載すること。

(4) 入札・契約締結の時期

役務の提供を受ける契約にあつては、新年度予算成立前にその入札・契約締結をすることができるが、この場合でもその時期は履行の始期の属する年度における予算措置の裏付けの観点から、新年度予算の内示後でなければならない。なお、準備期間中は役務の提供を受けないため、この間の費用の支払いは生じない。



(5) 契約書

ア 契約書作成の要否は、契約期間全体の金額で判断すること。

イ 契約期間は、相手方の準備期間を含めた全期間を記載するとともに長期継続契約であることを明記すること。

ウ 履行期間は、複数年度にわたり役務の提供を受ける全期間を記載すること。

エ 契約金額は、年額を記載すること。

オ 歳入歳出予算の額に減額又は削除があった場合には契約を変更又は解除することを明記すること。

カ 契約の締結にあたっては、契約検査室長に合議すること。

(入札保証金、契約保証金及び違約金の額)

第4条 契約金額を年額又は月額とすることに伴い、入札保証金等を以下のように取り扱う。

種 別	契約金額が年額の場合 (役務の提供)	契約金額が月額の場合 (リース契約)
入札保証金	入札金額の 100分の5以上	入札金額に12を乗じて得た額の 100分の5以上
契約保証金	契約金額の 100分の10以上	契約金額に12を乗じて得た額の 100分の10以上
違 約 金	契約金額の 100分の10	賃貸料総額の 100分の10

※入札保証金、契約保証金の取り扱いは、名張市契約規則（平成11年規則第25号）の定めによる。